

CSR基本方針－企業統治－

企業倫理の重要性を認識し、ガバナンスの有効性を確保する仕組みづくりを積極的に推進することにより、健全で透明性の高い企業経営を目指します。

- 健全なガバナンスの強化
- コンプライアンスの徹底

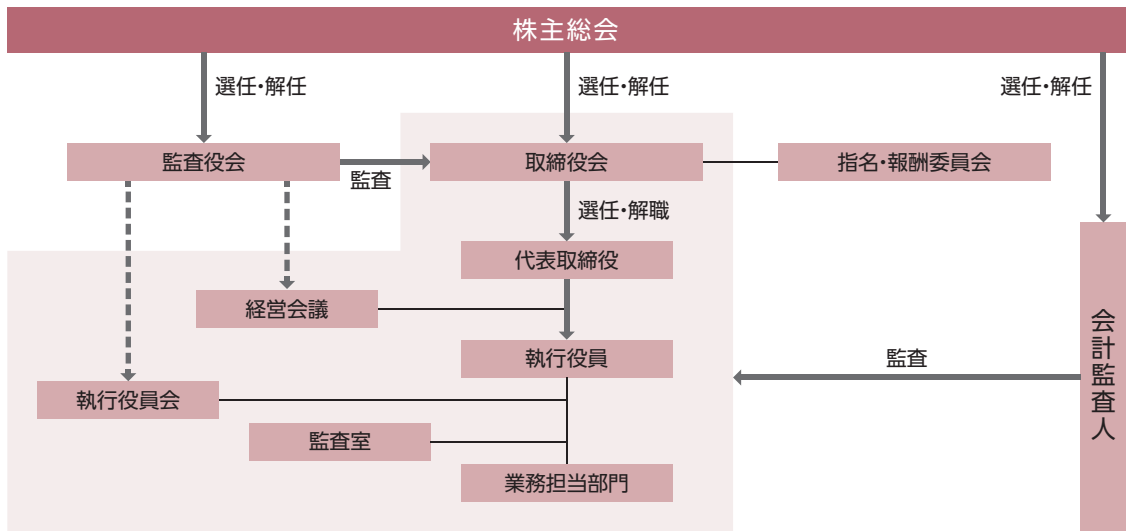


健全なガバナンスの強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、経営のスピード向上および監査・統制機能の強化を両立しうる経営組織体制の構築に取り組み、コーポレートガバナンスのより一層の実効性向上を目指します。

＞ 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

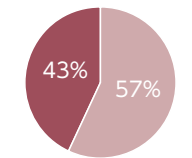
- 株主の権利を尊重し、その平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
- 顧客、従業員、地域社会等、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 適切な情報開示(非財務情報を含む)や株主との対話を通じて、経営の透明性確保に努めます。
- 取締役会および監査役(監査役会)の役割・責務を明確にするとともに、独立性の高い社外役員の活用等により、コーポレートガバナンスの実効性向上に努めます。



取締役会

取締役会は、現在7名の取締役で構成されており、経営および業務執行に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役等による業務執行の状況を監督しています。より多角的な視点で経営課題を審議し、経営の透明性・客観性を担保する観点から、独立社外取締役を3名(取締役会構成の1/3以上)選任しています。

取締役会における社内取締役／社外取締役の比率

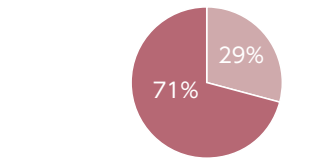


4名 社内取締役
3名 独立社外取締役
※2021年6月末時点

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、現在7名の取締役および監査役(代表取締役・常勤監査役各1名・社外取締役3名・社外監査役2名)で構成されており、取締役会の諮問機関として、役員の指名および報酬に関する事項についてその妥当性を審議し、取締役会へ答申しています。同委員会は、その透明性・客観性確保の観点から、過半数を独立社外役員で構成しています。

指名・報酬委員会における社内／社外役員の比率



5名 男性
2名 女性
※2021年6月末時点

監査役会

監査役会は、現在4名(うち社外監査役2名)の監査役で構成されており、会社の健全で持続的な経営に資するため、客観的かつ独立した立場で取締役の職務執行を監査し、監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査、その他監査役の職務の執行に関する事項について審議しています。

経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役(社外取締役を除く)および執行役員(常務執行役員以上)で構成されており、株主総会、取締役会に付議する経営の基本重要事項や重要な経営政策全般にわたる事前協議を行っています。また、経営会議の審議内容については、適宜、独立社外取締役と情報の共有を図り、必要に応じて取締役会における「討議事項」として上程しています。

＞ 取締役会の実効性向上

当社は、取締役会の機能向上を図るべく、毎年、社外役員の意見を踏まえた上で、取締役会において個々の取締役の自己評価も含め、その構成・運営等に関する議論を行い、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っています。

主な評価項目

- 構成、人数
- 議案の審議状況
- 取締役・監査役への情報提供の状況
- 指名・報酬委員会の運営状況
- その他(開催頻度、等)

分析・評価結果の概要

- 上記評価項目も含め、取締役会は適切に運営されている
- 課題:「当社事業に対する社外役員の理解促進」
- 改善に向けた取り組み:取締役会資料の充実と事前配布の徹底、必要に応じた社外役員への事前説明の実施、重要案件の事前審議を目的とした討議事項枠の設定、等

コンプライアンスの徹底

当社は、事業活動を推進していく上で、法令はもとより社会規範を尊重するなど企業倫理に則った行動をとること、すなわちコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、法的・倫理的に社会の共感を得られる行動をとることが重要だと考えています。

この「コンプライアンスの徹底」に向け、法務部門・内部監査部門を配するなど、その推進のための体制を整備するとともに、コンプライアンス研修の実施、東リグループ行動規範の周知徹底等を通じて、グループ役職員の啓発に継続して取り組んでいます。

＞ 行動規範等の策定・周知

当社は、自らが担う社会的責任を果たしていくにあたり、当社で働く社員それぞれが経営理念をはじめ考え方や価値観を共有することが大切だと考えています。その徹底に向けて、役職員の共通の価値観の醸成、拠り所となるものとして「東リグループ行動憲章」「東リグループ行動規範」を定め、それらを記した小冊子の配付・携帯を義務付けるとともに、年一回の読み合わせを実施すること等により、その浸透を図っています。



＞ 内部通報窓口の設置・運営

当社は、法令違反等の早期発見・是正のため、「東リグループホットライン(内部通報窓口)」を設置・運営しています。社内に加え外部(弁護士)にも窓口を設けることにより通報者の利便性等に配慮するとともに、社内規程や行動規範において情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止を定め、その運用を徹底することを通じて通報者の保護を図っています。